

令和4年度 群馬県ターゲット企業調査業務委託 仕様書

委託者群馬県（以下「甲」という）と受託者（以下「乙」という）が実施する「群馬県ターゲット企業調査業務」の仕様を次のとおり定める。

本仕様書は公募段階のものであり、仕様書の詳細については、採用された企画提案に基づき、甲と乙が協議の上で決定する。

1. 業務名称

令和4年度 群馬県ターゲット企業調査業務

2. 趣旨

従来の企業誘致活動は、数多くの企業訪問をすることで企業ニーズの把握、投資行動情報を取得してきたが、多様な企業ニーズにこたえていくためには、デジタル技術を活用し効果的かつ効率的に情報を得ることが求められている。

そこで、新たに創設されたオープンイノベーションのプラットフォーム「ぐんま未来イノベーション LAB」特設サイトとの連携を図り、「ぐんま未来イノベーション LAB」の周知及び会員数増加を図ると同時に、サイトを訪問し、イノベーション創出に参画が期待される企業をリスト化することで、高付加価値型企業へのプッシュ型誘致活動の足かりとする。

※「ぐんま未来イノベーション LAB」特設サイトについては現在制作中である。「ぐんま未来イノベーション LAB」の趣旨等は別紙参照。

3. 契約期間

契約締結の日から令和5年3月31日（金）まで

（ただし、広告実施時期は令和4年11月～令和5年3月を想定）

4. 業務内容

効果的な Web 広告を通じて、「ぐんま未来イノベーション LAB」特設サイトに誘引するようプロモーションを実施し、当サイトを閲覧した企業をリスト化する。詳細は以下のとおり。

(1) Web 広告

オフィスタargeting広告、ジオtargeting広告及び必要に応じ上記趣旨を達成するために効果的と判断される Web 広告を実施すること。

なお、広告期間、広告実施回数、セグメントの選定方法、ターゲットの絞り方等を提案内容に明確に提示することとし、広告実施中に適時効果を測定し、効果が見られない場合は柔軟に広告実施方法を変更しながら、実施すること。（効果とは広告掲載媒体ごとの平均クリック率同等のクリック率を確保することとする。）

また、訪問した企業リストは月に1回以上、甲へ提出すること。

(2) Web 広告実施のためのバナー広告デザイン作成及び動画作成

上記 Web 広告を実施するためにバナー広告デザイン作成及び動画を作成すること。

・バナー広告(静止画)デザイン・・・「ぐんま未来イノベーション LAB」で開催されるイベントやセミナーごとにデザインを変更することや、複数回広告配信を実施することが想定されるため、それに対応できるデザイン又は複数デザインとすること。

(イベントやセミナーの開催は月に1回程度を想定)

・動画(バナー広告用含む)・・・Web 広告実施のためだけでなく、「ぐんま未来イノベーション LAB」周知にも活用するため、「ぐんま未来イノベーション LAB」及び当課で創出を目指す「新たな価値」・「イノベーション」・「未来」をテーマとし、先進的かつ刷新的で訴求力のあるイメージを与えられる内容とすること。なお、動画構成は基本とショートバージョン2本作成することとする(動画尺は提案内容に含む)。公募段階では動画の方向性やイメージが伝わるものを示すこと。

5. 予算

3,200千円(消費税及び地方消費税含む)を上限とする。

6. 提案書にて提示する内容

予算額の範囲内で本業務の目的を達成するための Web 広告実施内容及び、最も効果的であり、訴求力があると認められるバナー広告・動画の内容やデザイン等を具体的に提案するものとする。

(1) Web 広告内容

オフィスターゲティング広告、ジオターゲティング広告については広告対象となるターゲットにリーチするセグメントの選定を明示すること。

上記広告以外に本業務趣旨を達成するために効果的と判断される自由な Web 広告提案に関しては手法について詳細に記載すること。

なお、全ての広告手段において、実施する回数、期間を明示すること。

(2) バナー広告デザイン及び動画

デザインや構成について、成果物を想定できるもののイメージ図や構成図を明示すること。

7. 納品物・納入期限

(1) 納品物

- ・業務報告書(※業務の実施状況を示した写真等を含めること)
- ・業務報告書のデータ一式(CD-ROM等電子媒体)
- ・本業務において作成した広告媒体データ一式(CR-ROM等電子媒体)
※甲が確認できるデータ様式とする

(2) 納入期限、納入場所

令和5年3月31日(金)

群馬県産業経済部未来投資・デジタル産業課投資促進係
(前橋市大手町1-1-1 群馬県庁11階)

8. その他

(1) 業務実施体制について

- ・必要な人員や組織体制を整え、本業務を行うこと。
- ・業務全般を指揮監督にあたらせる者を業務責任者として指定すること。

(2) 成果品の帰属

委託により作成された成果品に関する全ての権利は、甲に帰属する。

(3) 秘密の保持

- ・本業務に関し、乙が甲から受領又は閲覧した資料等は、甲の了解なく公表又は使用してはならない。
- ・乙は、本業務で知り得た業務上の秘密を保持しなければならない。

(4) 個人情報の保護

乙は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律(平成十五年五月三十日法律第五十七号)、群馬県個人情報保護条例(平成十二年六月十四日条例第八十五号)等の関係法令を遵守しなければならない。

(5) 再委託の制限

乙は、業務の一部を第三者に委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務の内容、再委託先の概要について甲に協議し、了解を得なければならない。

(6) その他

甲乙両者は真義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。また、業務の遂行にあたり、変更の必要又は疑義が生じた場合には、その都度遅滞なく甲乙協議し、乙は甲の指示に従わなければならない。